

○国土交通省令第九十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

令和六年十月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第一条 建築基準法施行規則の一部改正

（建築基準法施行規則の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（確認済証等の様式等）

第二条

法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性

（確認済証等の様式等）

第二条

法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるもの）によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。第三条の九第二項第一号、第三条の十一第二項第一号並びに第八条の二第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に適合するかどうかの審査をする場合

二 四（略）

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3（略）

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二（略）

2 5（略）

6 前条第一項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第四項の規定による交付について、前条第四項及び第五項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用

能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるもの）によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査をする場合

二 四（略）

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3（略）

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二（略）

2 5（略）

6 前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」と読み替えるものとする。

第三条（略）

257（略）

8 第二条第一項の規定は法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項の規定による交付について、第二条第四項及び第五項の規定は法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二項第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条（略）

257（略）

8 第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

(指定確認検査機関に対する確認の申請等)

第三条の三 第一条の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、法第六条の二第二項(法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項及び第一條の四中「法第六條第一項」とあるのは「法第六條の二第一項」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四(見出しを含む。)中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項中「法第六條第一項」とあるのは「法第六條の二第一項」と読み替えるものとする。

2 第二条の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七條の四において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項中「法第六條第一項」とあるのは「法第六條の二第一項」と、同項第一号ロ(2)及び同条第五項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項から第三項までの規定中「法第六條第一項」とあるのは「法第六條の二第一項」と、同条第一項第一号ロ(2)及び第七項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第三項第一号イ及びハ中「第一条の三第一項」とあるのは「第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 (略)

2 法第六条の二第四項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請等)

第三条の三 第一条の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、法第六条の二第二項(法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに同条第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第二条の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七條の四において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ(2)及び第五項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ(2)及び第七項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 (略)

2 法第六条の二第四項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

ロ 二（略）

二（略）

三 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

4（略）

（適合判定通知書等の様式等）

第三条の九（略）

2 法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三（略）

3・4（略）

（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第三条の十一（略）

2 法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三（略）

3・5（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 一七（略）

2（略）

（検査済証の様式）

第四条の四 法第七条第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

3 法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ 二（略）

二（略）

三 適合判定通知書又はその写し

4（略）

（適合判定通知書等の様式等）

第三条の九（略）

2 法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三（略）

3・4（略）

（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第三条の十一（略）

2 法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三（略）

3・5（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 一七（略）

2（略）

（検査済証の様式）

第四条の四 法第七条第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同条第一項第一号の図書及び書類の添付を要しない場合は、当該図書及び書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第二項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「法第七条第一項」とあるのは「法第七条の二第二項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 五 (略)

2 (略)

(中間検査合格証の様式)

第四条の十 法第七条の三第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第二項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

第四条の十三 (略)

2 指定確認検査機関が第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3 (略)

(仮使用認定報告書)

第四条の十六の二 (略)

2 (略)

3 法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 二 (略)

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 (略)

2 法第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第二項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 五 (略)

2 (略)

(中間検査合格証の様式)

第四条の十 法第七条の三第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条の八第二項の規定に基づき中間検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第二項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

第四条の十三 (略)

2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3 (略)

(仮使用認定報告書)

第四条の十六の二 (略)

2 (略)

3 法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 二 (略)

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 (略)

2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 (略)

2 法第十八条第二十二項又は第二十六項（これらの規定を法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

(国の機関の長等による工作物の点検)

第六条の二の三 (略)

2 法第八十八条第一項において準用する法第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ (略)

- ロ 第一条の三の申請書及び第八条の二において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

- 二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ (略)

- ロ 第二条の二の申請書及び第八条の二の五第一項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 (略)

- 四 工作物に係る台帳 次のイから二までに掲げる事項

イ 一ハ (略)

二 第三条の申請書及び第八条の二の六第一項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一条の三（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

二 第二条の二（第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 (略)

2 法第十八条第十八項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

(国の機関の長等による工作物の点検)

第六条の二の三 (略)

2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ (略)

- ロ 第一条の三の申請書及び第八条の二第二項において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

- 二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ (略)

- ロ 第二条の二の申請書及び第八条の二第五項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 (略)

- 四 工作物に係る台帳 次のイから二までに掲げる事項

イ 一ハ (略)

二 第三条の申請書及び第八条の二第六項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一条の三（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

二 第二条の二（第八条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

三 第三条(第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。)

四 第四条第一項(第八条の二の二において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類

五 第四条の二第二項(第八条の二の四において準用する場合を含む。)に規定する書類

六 第四条の八第一項(第八条の二の二において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類

七、九 (略)

十 法第六条の三第七項又は法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項又は第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

三、六 (略)

(都道府県知事による台帳の記載等)

第六条の四 都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(第三条の七の申請書及び第八条の二の二において準用する第三条の七の通知書(以下この条において「申請書等」という。)を含む。)を保存しなければならない。

二、四 (略)

五 申請書等(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

(建築工事届及び建築物除却届)

第八条 (略)

二 (略)

三 前二項の届出は、当該建築物の計画について法第六条第一項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第十八条第二項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に(法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく)行わなければならない。

四 (略)

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八条の二 法第十八条第五項ただし書の国土交通省令で定める要件は、特定建築基準適合判定資格者であることとする。

二 法第十八条第九項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の通知を受けた場合

三 第三条(第八条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。)

四 第四条第一項(第八条の二第十三項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類

五 第四条の二第二項(第八条の二第十四項において準用する場合を含む。)に規定する書類

六 第四条の八第一項(第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類

七、九 (略)

十 適合判定通知書又はその写し

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

三、六 (略)

(都道府県知事による台帳の記載等)

第六条の四 都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(第三条の七の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の七(第三条の十において準用する場合を除く。)の通知書(以下この条において「申請書等」という。)を含む。)を保存しなければならない。

二、四 (略)

五 申請書等(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

(建築工事届及び建築物除却届)

第八条 (略)

二 (略)

三 前二項の届出は、当該建築物の計画について法第六条第一項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第十八条第二項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に(法第六条の二第一項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく)行わなければならない。

四 (略)

(国の機関の長等による建築主事等に対する通知等)

第八条の二 第一条の三の規定は、法第十八条第二項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。

二 第一条の四の規定は、法第十八条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

三 第二条第一項及び第三項から第五項までの規定は、法第十八条第三項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規

二 通知に係る建築物の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の通知を受けた場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書(第三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 法第二十条第一項第二号イに規定するプログラムにより令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合
法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をする場合
二 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 通知に係る建築物の計画が令第八十一条第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第三号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五 法第十八条第三項の期間の末日の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4 法第十八条第十六項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第四十二号の六の様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条の三第三項において準用する第三条の通知書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同条第六条に規定する書類を添えて行う。

定による確認済証の交付並びに法第十八条第十三項及び第十四項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知書の交付について準用する。

4 第二条第二項の規定は、法第十八条第十三項の国土交通省令で定める場合について準用する。
5 第二条の二(第六項を除く。)の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。

6 第三条(第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。

7 第三条の七(第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。)の規定は、法第十八条第四項の規定による通知について準用する。

8 第三条の八(第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。)の規定は、法第十八条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

9 第三条の九第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

10 第三条の九第二項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。

11 第三条の十一の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

12 第三条の十二の規定は、法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。

13 第四条の規定は、法第十八条第十六項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。

14 第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第十八条第十六項の規定による通知について準用する。

15 第四条の三の二の規定は、法第十八条第十七項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査をした場合について準用する。

16 第四条の四の規定は、法第十八条第十八項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付について準用する。

17 第四条の八の規定は、法第十八条第十九項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。

18 第四条の九の規定は、法第十八条第二十項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査をした場合について準用する。

19 第四条の十の規定は、法第十八条第二十一項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

20 第四条の十六の規定は、法第十八条第二十四項第一号又は第二号(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定について準用する。

- 二 通知に係る建築物の計画が通知の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第四十二号の六の三様式による通知書により行う。
- 5 法第十八条第十八項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の確認済証又は法第十八条第十六項の通知書の交付の日から七日以内とする。
- 6 法第十八条第十八項に規定する審査報告書は、別記第四十二号の六の四様式による。
- 7 法第十八条第十八項の国土交通省令で定める書類（同条第四項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。
- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める書類
- イ 建築物 別記第四十二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書
- ロ 建築設備 別記第四十二号の七様式の第二面による書類
- ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用）の第二面による書類
- ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 別記第十二号様式による築造計画概要書
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第四項の規定による審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 三 法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し
- 8 第三条の五第四項の規定は、前項の書類について準用する。
- 9 法第十八条第二十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第四十二号の十の二様式による。
- 10 法第十八条第二十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十二項において同じ。）に規定する検査済証の様式は、別記第四十二号の十六の二様式による。
- 11 指定確認検査機関が次条において準用する第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第十八条第二十六項の規定による検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 12 法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第二十六項の検査済証の交付の日又は次条において準用する第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。
- 13 法第十八条第二十七項に規定する完了検査報告書は、別記第四十二号の十六の三様式による。
- 14 法第十八条第二十七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第四十二号の十三様式の第二面から第四面までによる書類
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第二十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 15 第四条の七第四項の規定は、前項の書類について準用する。

21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第八項	別記第四号様式	別記第四十二号の二様式
第二条第一項	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
第二条第二項第五号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条第七項
第二条第三項	別記第五号の二様式	別記第四十二号の四様式
第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第一条の三第四項第一号口、第二条の二第一項第一号並びに第三条第一項第一号及び第三項第一号口	別記第八号様式	別記第四十二号の七様式
第二条の二第五項	別記第九号様式	別記第四十二号の八様式

- 16 法第十八条第三十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第四十二号の十九様式による中間検査合格証に、次条において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。
- 17 法第十八条第三十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第四十二号の十七の二様式による。
- 18 法第十八条第三十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号の十九の二様式による。
- 19 指定確認検査機関が次条において準用する第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第十八条第三十四項の規定による中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 20 法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十二項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第三十四項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。
- 21 法第十八条第三十六項に規定する中間検査報告書は、別記第四十二号の十九の三様式による。
- 22 法第十八条第三十六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第四十二号の十七様式の第二面から第四面までによる書類
- 二 確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 23 第四条の十四第四項の規定は、前項の書類について準用する。
- 24 法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十六項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、次条において準用する第四条の十六第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。
- 25 法第十八条第三十九項に規定する仮使用認定報告書は、別記第四十二号の二十三の三様式による。
- 26 法第十八条第三十九項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別記第四十二号の二十一様式の第二面による書類
- 二 法第十八条第三十八項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて法第十八条第三十八項第二号の規定による認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 27 第四条の十六の二第四項の規定は、前項の書類について準用する。

第三条第一項第一号及び第三項第一号口	別記第十号様式	別記第四十二号の九様式
第三条第二項第一号	別記第十一号様式	別記第四十二号の十様式
第三条第七項	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式
	別記第十四号様式	別記第四十二号の十二様式
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式
第三条の九第三項	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式
第三条の九第四項	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第十八号の八様式	別記第四十二号の十二の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第十八号の九様式	別記第四十二号の十二の九様式
第三条の十一第三項	別記第十八号の十様式	別記第四十二号の十二の十様式
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
第四条第一項	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
	同法第十二条第一項	同法第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
第四条の二第二項	別記第二十号様式	別記第四十二号の十四様式
第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式	別記第四十二号の十五様式
第四条の四	別記第二十一号様式	別記第四十二号の十六様式
第四条の八第一項	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十	別記第二十八号様式	別記第四十二号の十九様式
第四条の十六第一項	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式

(準用)

第八條の二の二 第一條の三及び第一條の四（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二條（第二項を除く。）、第三條の三第四項、第三條の四第一項、第三條の六から第三條の八まで、第三條の九（第二項を除く。）、第三條の十二、第三條の十三第二項、第四條（第四條の四の二において準用する場合を含む。）、第四條の十二、第四條の十三第二項、第四條の五の二、第四條の八（第四條の十一の二において準用する場合を含む。）、第四條の九、第四條の十二の二、第四條の十六並びに第四條の十六の三の規定は、法第十八條の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一條の三の見出し（第三條の三第一項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書
第一條の三第一項、第一條の四及び第三條の三第四項	法第六條第一項	法第十八條第二項
第一條の三第一項（第三條の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知に係る通知書
第一條の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一條の三第一項第一号口及び第四号、同項の表一から表三まで、第四項第一号口及び八並びに第四号並びに第五項第一号（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）、第一條の三第七項、第九項及び	申請に	通知に

(新設)

第四條の十六第五項	別記第三十五号様式	別記第四十二号の二十三様式
	別記第三十五号の二様式	別記第四十二号の二十三様式

第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一項において準用する場合を含む。）、第三項の七第一項第一号口及び第四号、第三条の八、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）、並びに第四条の八第一項第三号及び第二項（これらの規定を第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、	確認の申請	通知	
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、	確認する	審査する	
第一条の三第一項の表二、第四項の表一、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四	確認に	審査に	

第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項	第一条の三第一項の表三（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	第一条の三第二項から第五項まで、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第三条の三第四項	第一条の三第四項	第一条の三第四項第一号口（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	第一条の三第六項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項、第二条第一項及び第四項、第三条の七の見出し及び第二項から第四項まで並びに第三条の九第一項	第一条の三第七項、同条第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四条
	確認申請時	確認の申請書	法第六条第一項の規定による確認の申請	別記第八号様式	申請書	確認を
	通知時	通知書	法第十八条第二項の規定による通知	別記第四十二号の七様式	通知書	審査を

第一項第一号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）					
第一条の三第八項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	規定する申請書	部分の申請書	別記第四号様式	申請を	通知を
第一条の三第八項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	申請を	通知を			
第一項第三号、第三項及び第四項、第四条第一項第七号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第四条の八第一項第五号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）及び第二項					
第一条の三十第十項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	係る確認の申請	係る通知			
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	直前の確認	直前の審査			

を含む。並びに第四条の十六第一項及び第二項		第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）			
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認	構造計算適合性判定の申請			
第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第三条の八		構造計算適合性判定の申請			
第二条第一項	法第六条第四項	法第十八条第三項			
別記第五号様式	その写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写し	別記第四十二号の三様式 その写し			
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項	第十三条第七項			
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に	第七条第五項において準用する同令第六条に			
第二条第三項	法第六条第六項	法第十八条第十四項			
	同条第四項	同条第三項			
第二条第四項	別記第五号の二様式	別記第四十二号の四様式			
第二条第四項及び第五項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式			
第二条第四項及び第三条の十二	法第六条第七項	法第十八条第十五項			
第二条第五項	法第六条の三第七項	法第十八条第十一項			
別記第七号様式		別記第四十二号の六様式			

第三条の三第一項において読み替えて準用する第一条の三第一項及び第四項並びに第一条の四並びに第三条の四第一項		確認の申請に	法第十八条第四項
第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項	確認の申請に	通知に	
第三条の三第四項	第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項	第八条の二の二において準用する第一条の三第七項	
	申請書に添える	通知書に添える	
	前各項	第八条の二の二において準用する第一項	
	別記第十五号様式	別記第四十二号の三の二様式	
第三条の四第一項	前条	第八条の二の二において準用する前条第一項	
	第二条の二又は第三条の通知書	第八条の二の五第一項において準用する前条第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する前条第三項において準用する第三条の通知書	
第三条の六	法第六条の二第六項	法第十八条第十九項	
	別記第十七号様式及び別記第十八号様式	別記第四十二号の六の五様式及び別記第四十二号の六の六様式	
第三条の七第一項	申請書	通知に係る通知書	
第三条の七第一項及び第三条の八	法第六条の三第一項	法第十八条第五項	
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式	
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式	
第三条の八	法第六条第四項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査	法第十八条第三項又は第四項の規定による審査	

第三条の九第一項	法第六条の三第四項	法第十八条第八項
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式
第三条の九第三項	法第六条の三第五項の規定による同条第四項	法第十八条第九項の規定による同条第八項
第三条の九第四項	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式
第三条の十三第二項	法第六条の三第一項ただし書	法第十八条第五項ただし書
第四条（見出しを含む。）（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	完了検査申請書	工事完了通知書
第四条	法第七条第一項	法第十八条第二十項
第四条第一項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
第四条第一項及び第四条の八第一項	検査の申請書	通知に係る通知書
第四条第一項第二号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第四条の八第一項第二号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	の適用を受けようとする場合	に規定する建築物
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	第十二条第一項	第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
	含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする	含む

第四条の三の二第一項	法第七条第四項	第四条の三の二第一項、第四条の五の二第一項、第四条の九第一項及び第四条の十二の二第一項	第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式	第四条の四	別記第二十一号様式	法第七条の二第一項	第四条の四の二において読み替えて準用する第四条第一項及び第二項、第四条の五の二第一項並びに第四条の十六第三項	検査の申請書	第四条の四の二において準用する第四条第一項及び第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項	申請を	別記第二十三号の二様式	第四条の五の二第二項	中間検査申請書	第四条の八（見出しを含む。）（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	第四条の八
法第十八条第二十一項	国の機関の長等		別記第四十二号の十五様式	法第十八条第二十二項	別記第四十二号の十六様式	法第十八条第二十三項	検査に係る通知書	検査に係る通知を				別記第四十二号の十五の二様式	特定工程工事終了通知書			法第十八条第二十八項

第四条の八第一項（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
	別記第七条の三第四項	法第十八条第二十九項
第四条の九第一項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の九第二項	法第七条の四第一項	法第十八条第三十二項
第四条の十一の二において読み替えて準用する第四条の八第一項及び第二項並びに第四条の十二の二第一項	別記第三十号の二様式	別記第四十二号の十八の二様式
第四条の十二の二第二項	別記第三十三号様式	法第十八条第三十八項第一号
第四条の十六第一項	法第七条の六第一項第一号	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	別記第三十四号様式	法第十八条第三十八項第二号
第四条の十六第三項	法第七条第一項の規定による申請が受理される前	別記第四十二号の二十一様式
第四条の十六第四項	法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に（法第六条の二第一項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）	法第十八条第二項又は第四項の規定による通知と同時に
第四条の十六第五項	法第七条の六第一項第一号又は第二号	法第十八条第三十八項第一号又は第二号
第四条の十六の三	別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式	別記第四十二号の二十二様式、別記第四十二号の二十三様式又は別記第四十二号の二十三の二様式
	法第七条の六第四項	法第十八条第四十項
	別記第三十五号の五様式及び別記第三十六号様式	別記第四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式

(指定構造計算適合性判定機関に対する構造計算適合性判定の通知等)

第八条の二の三 前条において読み替えて準用する第三条の七、第三条の八及び第三条の九（第二項を除く。）並びに第八条の二第二項の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第五項及び第八項から第十項までの規定による国の機関の長等による指定構造計算適合性判定機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、前条において読み替えて準用する第三条の七第一項及び第三条の八中「法第十八条第五項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第五項」と、前条において準用する第三条の七第一項第一号ロ(3)及び第三項並びに第三条の八（見出しを含む。）中「都道府県知事」とあるのは「指定構造計算適合性判定機関」と、前条において読み替えて準用する第三条の九第一項中「法第十八条第八項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第八項」と、同条において読み替えて準用する同項第一号中「別記第四十二号の十二の四様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の八様式」と、同条において読み替えて準用する同項第二号中「別記第四十二号の十二の五様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の九様式」と、同条において読み替えて準用する第三条の九第三項中「法第十八条第九項の規定による同条第八項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第九項の規定による法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第八項」と、別記第四十二号の十二の六様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の十様式」と、前条において読み替えて準用する第三条の九第四項中「法第十八条第十項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第十項」と、別記第四十二号の十二の七様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の十一様式」と、第八条の二第二項中「法第十八条第九項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第九項」と、同項第三号中「構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間」とあるのは「構造計算適合性判定員相互間」と読み替えるものとする。

(国の機関の長等による用途変更に関する通知等)

第八条の二の四 第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第四条の二の見出し中「工事完了届」とあるのは「工事完了通知書」と、同条第一項中「読み替えて準用する法第七条第一項の規定による届出は、別記第二十号様式」とあるのは「準用する法第十八条第二十項の規定による通知は、別記第四十二号の十四様式」と、同条第二項中「届出」とあるのは「通知」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

(国の機関の長等による建築設備に関する通知等)

第八条の二の五 第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の二の見出し (第三条の三第二項に おいて準用する場合を 含む。)	確認申請書	通知書
---	-------	-----

(新設)

(新設)

(新設)

第二条の二第一項	法第六条第一項	第二条の二第一項（第三條の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請書
第二条の二第一項第一号（第三條の三第二項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式	第二条の二第一項第一号及び同項の表（これらの規定を第三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項	申請に
第二条の二第二項第一号口及び同項の表（これらの規定を第三條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項	通知に	第二条の二第二項第二号（第三條の三第二項において準用する場合を含む。）	通知
第二条の二第二項及び第五項（これらの規定を第三條の三第二項において準用する場合を含む。）	通知書	確認の申請書	通知書
第二条の二第三項（第三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第二条の二第六項において準用する第二条第一項及び第四項	通知書	申請書	通知書
第二条の二第四項及び第五項（第三條の三第二項において準用する場合を含む。）	審査を	確認を	

2	前項において読み替えて準用する第二条の二第四項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による通知に係る通知書に添えるべき図書を定めた場合にあっては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。 (国の機関の長等による工作物に関する通知等)	第二条の二第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）							
		規定する申請書	確認に	申請を	部分の申請書	別記第九号様式	法第六条第四項	別記第五号様式	第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第一項
		規定する通知書	審査に	通知を	部分の通知書	別記第四十二号の八様式	法第十八条第三項	別記第四十二号の三様式	第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項
		別記第七号様式				法第六条第七項			第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第五項
		別記第四十二号の六様式				法第十八条第十五項			第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条第二項において読み替えて準用する第二条の二第一項
		法第十八条第四項							
第八条の二の六 第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。									
第三条の見出し（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書							

(新設)

第三条第一項から第三項まで	法第六条第一項												
第三条第一項及び第二項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請書												
第三条第一項第一号及び第三項第一号ロ（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	別記第十号様式 別記第八号様式												
第三条第一項第一号ロ、同項の表一、第二項第一号ロ、同項の表、第三項第一号二及び第四号並びに第五項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第六項	申請に												
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請												
第三条第一項の表二（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認												
第三条第二項第一号（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	別記第十一号様式												

第三条第三項（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認申請		確認申請
	確認の申請を		通知を
	確認の申請書		通知書
	別記第二号様式		別記第四十二号様式
	第一条の三第一項		第八条の二の二において準用する第一条の三第一項
	申請書		通知書
	確認を		審査を
	規定する申請書		規定する通知書
	確認に		審査に
	申請を		通知を
第三条第三項、第四項及び第七項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	部分の申請書		部分の通知書
	別記第十三号様式		別記第四十二号の十一様式
	別記第十四号様式		別記第四十二号の十二様式
	法第六条第四項		法第十八条第三項
	別記第五号様式		別記第四十二号の三様式

第三条第八項において準用する第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
第三条第八項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項	法第六条第七項	法第十八条第十五項
第三条第八項において準用する第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第一項から第三項まで	法第六条の二第一項	法第十八条第四項
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第三項第一号イ及びハ	第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項	第八条の二の二において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項

2 前項において読み替えて準用する第三条第六項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の通知書に添えるべき図書を選定した場合にあつては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

(認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八條の二十二第二項及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第二十一項若しくは第二十九項の規定による検査 第四条第一項若しくは第四条の八第一項の申請書又は第八条の二の二において読み替えて準用する第四条第一項若しくは第四条の八第一項の通知書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項、法第七条の四第一項又は法第十八条第二十三項若しくは第三十二項の規定による検査 第四条の四の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類、第四条の四の二において準用する第四条第一項第二号に規定する写真、第四条の十一の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八條の二十第二項（法第六十八條の二十二第二項及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十七項若しくは第二十項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(安全上の措置等に関する計画届の様式)

第十一条の二（略）

2 法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】（略）

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☐有 ☐無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】～【ハ. 認証型式部材等認証番号】（略）

【12. 床面積】～【19. 備考】（略）

第四十二号様式（第八条の二の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項又は第4項の規定による
計画通知書（建築物）
(第一面)

建築基準法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関様
(略)

第四十二号の二様式（第八条の二の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項又は第4項の規定による
計画変更通知書（建築物）
(第一面)

建築基準法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関様
(略)

【計画を変更する建築物の直前の審査】
(略)

(安全上の措置等に関する計画届の様式)

第十一条の二（略）

2 法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】（略）

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☐有 ☐無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】～【ハ. 認証型式部材等認証番号】（略）

【12. 床面積】～【19. 備考】（略）

第四十二号様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書（建築物）
(第一面)

建築基準法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事等様
(略)

第四十二号の二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（建築物）
(第一面)

建築基準法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等様
(略)

【計画を変更する建築物の直前の確認】
(略)

第四十二号の三様式（第八条の二の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第3項の規定による

確認済証

（略）

国の機関の長等 様

（略）

なお、当該計画が同法第18条第5項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事等が行ったものである。

（略）

第四十二号の三の二様式（第八条の二の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第4項の規定による

確認済証

第 号

年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記の計画は、建築基準法第18条第4項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

なお、当該計画が同法第18条第5項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員又は副確認検査員が行ったものである。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け第 号
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

注 不要な文字は、抹消してください。

第四十二号の三様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第3項の規定による

確認済証

（略）

建築主、設置者又は築造主 様

（略）

なお、当該計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事等が行ったものである。

（略）

（新設）

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第14項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等 様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第3項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第14項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等 様

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第15項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に

建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主 様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第13項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第3項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主 様

（略）

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第3項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第14項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等

様

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第15項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第15項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に

建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(略)

第四十二号の六の二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第 18 条第 16 項の規定による

適合しない旨の通知書

第

号

年 月 日

国の機関の長等

様

指定確認検査機関名

印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 16 項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

建築主、設置者又は築造主

様

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

(略)

(新設)

第四十二号の六の三様式 (第八条の二関係) (A4)

建築基準法第 18 条第 16 項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(新設)

第	号
年	月
日	
国の機関の長等	様
指定確認検査機関名	印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 16 項 (同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項) の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 18 条第 16 項 (同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。また、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

- 1. 通知年月日 年 月 日 付け第 号
- 2. 建築場所、設置場所又は築造場所 (理由)
- (備考)

第四十二号の六の四様式 (第八条の二関係) (A4)
建築基準法第 18 条第 18 項の規定による
審査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様
指定確認検査機関名

下記による計画について、建築基準法第 18 条第 4 項 (同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による審査を行ったので、同法第 18 条第 18 項 (同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 審査の結果
3. 確認済証番号 第 年 月 日 号
4. 確認済証交付年月日
5. 審査を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名
6. 構造計算適合性判定の結果
7. 適合判定通知書の番号
8. 適合判定通知書の交付年月日
9. 適合判定通知書の交付者
10. 建築場所、設置場所又は築造場所
11. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(注意) 建築基準法第 18 条第 5 項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員又は副確認検査員が行った場合においては、5 欄に同項ただし書の確認検査員又は副確認検査員である旨が分かるように記入してください。

(新設)

第四十二号の六の五様式 (第八条の二の二関係) (A4)

建築基準法第18条第19項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第 年 月 日

国の機関の長等 様 特定行政庁 印

下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第18条第19項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は建造場所
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
- (理由)

(新設)

第四十二号の六の六様式（第八条の二の二関係）（A 4）
建築基準法第 18 条第 19 項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第 号
年 月 日

指定確認検査機関 様
特定行政庁 印

貴職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 18 条第 19 項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号 第 号
3. 確認済証交付年月日 年 月 日
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

第四十二号の七様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（A 4）
建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定により計画を通知
します。

建築主事等又は指定確認検査機関 様
（略）

第四十二号の七様式（第八条の二の五関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）
建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定により計画を通知
します。

建築主事等又は指定確認検査機関 様
（略）

（新設）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A 4）
建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知します。

建築主事等 様
（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）
建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知します。

建築主事等 様
（略）

第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（A 4） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画変更通知書（昇降機） （第一面） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更 を通知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略） 【計画変更する昇降機の直前の審査】 （略）	第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（A 4） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画変更通知書（昇降機） （第一面） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更 を通知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略） 【計画変更する建築設備の直前の審査】 （略）
第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画変更通知書（昇降機以外の建築設備） （第一面） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更 を通知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略） 【計画変更する建築設備の直前の審査】 （略）	第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による 計画変更通知書（昇降機以外の建築設備） （第一面） 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知しま す。 <u>建築主事等</u>様 （略） 【計画変更する建築設備の直前の確認】 （略）
第四十二号の九様式（第八条の二の六関係）（A 4） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通 知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略）	第四十二号の九様式（第八条の二関係）（A 4） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による 計画通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。 <u>建築主事等</u>様 （略）
第四十二号の十様式（第八条の二の六関係）（A 4） 建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通 知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略）	第四十二号の十様式（第八条の二関係）（A 4） 建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による 計画通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。 <u>建築主事等</u>様 （略）
第四十二号の十一様式（第八条の二の六関係）（A 4） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による 計画変更通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変 更を通知します。 <u>建築主事等又は指定確認検査機関</u>様 （略） 【計画を変更する工作物の直前の審査】 （略）	第四十二号の十一様式（第八条の二関係）（A 4） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による 計画変更通知書（工作物） （第一面） 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知し ます。 <u>建築主事等</u>様 （略） 【計画を変更する工作物の直前の確認】 （略）

第四十二号の十二様式（第八条の二の六関係）（A 4）
建築基準法第88条第 2 項において準用する同法第18条第 2 項又は第 4 項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）
建築基準法第88条第 2 項において準用する同法第18条第 2 項又は第 4 項の規定により計画の変更を通知します。
建築主事等又は指定確認検査機関 様
（略）
【計画を変更する工作物の直前の審査】
（略）
第四十二号の十二の二様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（A 4）
建築基準法第18条第 5 項の規定による
計画通知書
（第一面）
建築基準法第18条第 5 項（同法第18条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。
（略）
第四十二号の十二の三様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（A 4）
建築基準法第18条第 5 項の規定による
計画変更通知書
（第一面）
建築基準法第18条第 5 項（同法第18条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。
（略）
第四十二号の十二の四様式（第八条の二の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 8 項の規定による
適合判定通知書
（略）
国の機関の長等 様
（略）
下記の計画は、建築基準法第18条第 5 項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。
（略）
第四十二号の十二の五様式（第八条の二の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 8 項の規定による
適合しない旨の通知書
（略）
国の機関の長等 様
（略）
別添の構造計算適合性判定通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第 5 項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものと判定しましたので、通知します。__

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第88条第 2 項において準用する同法第18条第 2 項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）
建築基準法第88条第 2 項において準用する同法第18条第 2 項の規定により計画の変更を通知します。
建築主事等 様
（略）
【計画を変更する工作物の直前の確認】
（略）
第四十二号の十二の二様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 4 項の規定による
計画通知書
（第一面）
建築基準法第18条第 4 項（同法第18条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。
（略）
第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 4 項の規定による
計画変更通知書
（第一面）
建築基準法第18条第 4 項（同法第18条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。
（略）
第四十二号の十二の四様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 7 項の規定による
適合判定通知書
（略）
建築主 様
（略）
下記の計画は、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。
（略）
第四十二号の十二の五様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第 7 項の規定による
適合しない旨の通知書
（略）
建築主 様
（略）
別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものと判定しましたので、通知します。__

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に
建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日
から起算して 3 か月以内であつても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、
これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内にを被告として
(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起
することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内
であつても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。）。

(略)
第四十二号の十二の六様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
建築基準法第18条第 9 項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)
国の機関の長等 様
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第 8 項に規定する期間内に同項の通知書を
交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第 9 項の規定
により通知します。

(略)
第四十二号の十二の七様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
建築基準法第18条第10項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)
国の機関の長等 様
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築
構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同項の規定により通知しま
す。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に
建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日
から起算して 3 か月以内であつても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、
これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内にを被告として
(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起
することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内
であつても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。）。

(略)

(略)
第四十二号の十二の六様式 (第八条の二関係) (A 4)
建築基準法第18条第 8 項に規定する
期間を延長する旨の通知書
(略)
建築主 様
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第 7 項に規定する期間内に同項の通知書を
交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第 8 項の規定
により通知します。

(略)
第四十二号の十二の七様式 (第八条の二関係) (A 4)
建築基準法第18条第 9 項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)
建築主 様
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又
は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第 9
項の規定により通知します。

(略)

第四十二号の十二の八様式（ <u>第八条の二の三関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第8項の規定による	
適合判定通知書	
（略）	
<u>国の機関の長等</u>	様
（略）	
下記の計画は、建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第5項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。	
（略）	
第四十二号の十二の九様式（ <u>第八条の二の三関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第8項の規定による	
適合しない旨の通知書	
（略）	
<u>国の機関の長等</u>	様
（略）	
別添の構造計算適合性判定通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第5項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。	
なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に	
建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に	
を被告として	
（訴訟において	
を代表する者は	
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。	
（略）	
第四十二号の十二の十様式（ <u>第八条の二の三関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第9項の規定による	
期間を延長する旨の通知書	
（略）	
<u>国の機関の長等</u>	様
（略）	
下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第8項に規定する期間内に同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第8項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第9項の規定により通知します。	
（略）	

第四十二号の十二の八様式（ <u>第八条の二関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第7項の規定による	
適合判定通知書	
（略）	
<u>建築主</u>	様
（略）	
下記の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。	
（略）	
第四十二号の十二の九様式（ <u>第八条の二関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第7項の規定による	
適合しない旨の通知書	
（略）	
<u>建築主</u>	様
（略）	
別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。	
（略）	
第四十二号の十二の十様式（ <u>第八条の二関係</u> ）（A 4）	
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される	
同法第18条第8項に規定する	
期間を延長する旨の通知書	
（略）	
<u>建築主</u>	様
（略）	
下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第7項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第8項の規定により通知します。	
（略）	

第四十二号の十二の十一様式（第八条の二の三関係）（A 4）

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第10項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等

様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に

建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内にを被告として（訴訟においてを代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二の二関係）（A 4）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第20項又は第23項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関

様

（略）

第四十二号の十四様式（第八条の二の四関係）（A 4）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法第18条第20項の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十二の十一様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第9項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

建築主

様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第9項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）（A 4）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等

様

（略）

第四十二号の十四様式（第八条の二関係）（A 4）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法第18条第16項の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十四の二様式 (第八条の二関係) (A 4)
建築基準法第18条第24項の規定による
完了検査引受証

第 号
年 月 日
国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記による工事について、建築基準法第18条第23項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 工事完了（予定）年月日 年 月 日
5. 検査引受年月日 年 月 日
6. 建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十五様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
検査済証を交付できない旨の通知書
(略)

国の機関の長等 様
(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第22項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に
建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日
から起算して 3 か月以内であつても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、
これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として

(新設)

第四十二号の十五様式 (第八条の二関係) (A 4)
検査済証を交付できない旨の通知書
(略)

建築主、設置者又は築造主 様
(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

(訴訟において 代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起
することができません (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内
であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。)

(略)

(略)

第四十二号の十五の二様式 (第八条の二の二関係) (A4)

(新設)

検査済証を交付できない旨の通知書

第 年 月 日

国の機関の長等

様

指定確認検査機関名

印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第23項 (同法第87条の4又は第88条第1項若しくは
第2項において準用する場合を含む。) の規定による検査の結果、下記の理由により同
法第18条第26項 (同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合
を含む。) に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以
内に 建築審査会に対して審査請求をすることができません (なお、この通知を受
けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請
求をすることができません。)。また、この通知を受けた日 (当該処分につき審査
請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して6
か月以内に を被告として (訴訟において を代表する者は

となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができません (なお、この通知又は裁
決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1
年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 年 月 日

(理由)

(備考)

第四十二号の十六様式（第八条の二の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第22項の規定による

検査済証
（略）

国の機関の長等 様
（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第22項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. ・ 2. （略）
3. 確認済証交付者
4. ～ 7. （略）

（略）

第四十二号の十六の二様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第26項の規定による

検査済証

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第23項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第26項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 年 月 日
7. 検査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名
（注意） この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十六様式（第八条の二関係）（A 4）
建築基準法第18条第18項の規定による

検査済証
（略）

建築主、設置者又は築造主 様
（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第3項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. ・ 2. （略）
（新設）
3. ～ 6. （略）

（略）

（新設）

第四十二号の十六の三様式（第八条の二関係）(A 4)
建築基準法第 18 条第 27 項の規定による
完了検査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

下記に係る工事について、建築基準法第 18 条第 23 項（同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第 18 条第 27 項（同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号 第 号
3. 確認済証交付年月日 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 建築場所、設置場所又は築造場所
6. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 検査年月日 年 月 日
8. 検査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名
9. 検査結果（法不適合の場合は、事由を記載）
10. 検査済証番号 第 号
11. 検査済証交付年月日 年 月 日

第四十二号の十七様式（第八条の二の二関係）(A 4)
特定工程工事終了通知書
（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第28項又は第32項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関 様
（略）

（新設）

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）(A 4)
特定工程工事終了通知書
（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等 様
（略）

第四十二号の十七の二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第 18 条第 33 項の規定による
中間検査引受証

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第 18 条第 32 項（同法第 87 条の 4
又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを
証明します。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 特定工程
5. 特定工程工事終了（予定）年月日 年 月 日
6. 検査引受年月日 年 月 日
7. 建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十八様式（第八条の二の二関係）(A 4)

中間検査合格証を交付できない旨の通知書
(略)

国の機関の長等 様
(略)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第29項（同法第87条の 4 又は第88条第 1
項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第30項
(同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査合格証を
交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に
建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日
から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、
これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として

(新設)

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）(A 4)

中間検査合格証を交付できない旨の通知書
(略)

建築主、設置者又は築造主 様
(略)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の 4 又は第88条第 1
項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項
に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

(訴訟において
を代表する者は
となります。)、処分の取消しの訴えを提起
することができます (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内
であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。))。

記

1. ・ 2. (略)

3. 確認済証交付者

4. ～ 8. (略)

(略)

第四十二号の十八の二様式 (第八条の二の二関係) (A 4)

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号

年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第32項 (同法第87条の4又は第88
条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、下記の理由により同
法第18条第34項 (同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)に規
定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以
内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた
日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求を
することができなくなります。)。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の
翌日から起算して6か月以内に を被告として (訴訟において を代表する
者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁
決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過
すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

記

1. 確認済証番号 第 号

2. 確認済証交付年月日 年 月 日

3. 確認済証交付者

4. 建築場所、設置場所又は築造場所

5. 検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

6. 特定工程

7. 検査年月日 年 月 日

(理由)

(備考)

1. ・ 2. (略)

(新設)

3. ～ 7. (略)

(略)

(新設)

記

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第30項の規定による

中間検査合格証

（略）

国の機関の長等

様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第29項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第30項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十九の二様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第34項の規定による

中間検査合格証

第

号

年 月 日

国の機関の長等

様

指定確認検査機関名

印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第32項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第34項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号

第

号

2. 確認済証交付年月日

年

月

日

3. 確認済証交付者

4. 建築場所、設置場所又は築造場所

5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

6. 特定工程

7. 検査年月日

年

月

日

8. 検査を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名

9. 検査対象に対する特記事項

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第18条第21項の規定による

中間検査合格証

（略）

建築主、設置者又は築造主

様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第 6 条第 1 項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

（新設）

第四十二号の十九の三様式 (第八條の二関係) (A4)
建築基準法第 18 条第 36 項の規定による
中間検査報告書

第 年 月 日 号

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第 18 条第 32 項 (同法第 87 条の 4
又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による検査を行ったので、同法第
18 条第 36 項 (同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定
により、当該検査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名 第 号
2. 確認済証番号 年 月 日
3. 確認済証交付年月日 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 建築場所、設置場所又は築造場所
6. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 特定工程
8. 検査年月日 年 月 日
9. 検査を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名
10. 検査結果 (法不適合の場合は、事由を記載) 第 号
11. 中間検査合格証番号 年 月 日
12. 中間検査合格証交付年月日 年 月 日
13. 検査対象に関する特記事項

(新設)

第四十二号の二十様式（<u>第八条の二</u>の二関係）(A 4) 仮使用認定申請書 （第一面） 建築基準法<u>第18条第38項第 1 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。 （略） 第四十二号の二十一様式（<u>第八条の二</u>の二関係）(A 4) 仮使用認定申請書 （第一面） 建築基準法<u>第18条第38項第 2 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。 <u>建築主事等</u>又は指定確認検査機関 様 （略） 第四十二号の二十二様式（<u>第八条の二</u>の二関係）(A 4) 仮使用認定通知書 （略） <u>国の機関の長等</u> 様 （略） 下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法<u>第18条第38項第 1 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。 （略）	第四十二号の二十様式（<u>第八条の二</u>関係）(A 4) 仮使用認定申請書 （第一面） 建築基準法<u>第18条第24項第 1 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。 （略） 第四十二号の二十一様式（<u>第八条の二</u>関係）(A 4) 仮使用認定申請書 （第一面） 建築基準法<u>第18条第24項第 2 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。 <u>建築主事等</u> 様 （略） 第四十二号の二十二様式（<u>第八条の二</u>関係）(A 4) 仮使用認定通知書 （略） <u>建築主、設置者又は築造主</u> 様 （略） 下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法<u>第18条第24項第 1 号</u>（同法第87条の 4 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。 （略）
---	--

第四十二号の二十三様式（第八条の二の二関係）（A 4）

仮使用認定通知書

（略）

国の機関の長等 様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第38項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十三の二様式（第八条の二の二関係）（A 4）

仮使用認定通知書

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名 印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第38項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（条件）

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の二十三様式（第八条の二関係）（A 4）

仮使用認定通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主 様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

（新設）

特定行政庁様

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第18条第38項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定したので、同法第18条第39項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により報告します。

三

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号
3. 確認済証交付年月日
4. 確認済証交付者
5. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
6. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 仮使用の用途
8. 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
9. 仮使用認定のための審査を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名
10. 仮使用認定通知書番号
11. 仮使用認定通知書交付年月日 年 月 日

第四十二号の二十三の四様式 (第八条の二の二関係) (A 4)

建築基準法第 18 条第 40 項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第 号
年 月 日

国の機関の長等様

特定行政庁 印

下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第 18 条第 38 項第 2 号 (同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

- 仮使用認定通知書番号 第 号
- 仮使用認定通知書交付年月日 年 月 日
- 仮使用認定通知書交付者
- 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
- 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(理由)

(新設)

第四十二号の二十三の五様式 (第八條の二の二関係) (A4)		(新設)	
建築基準法第18条第10項の規定による 適合しないと認める旨の通知書			
指定確認検査機関	様	第 年 月 日	
		特定行政庁	印
貴職から報告を受けた下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第18条第38項第2号 (同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。			
記			
1. 建築主、設置者又は築造主氏名			
2. 仮使用認定通知書番号 第 号			
3. 仮使用認定通知書交付年月日 年 月 日			
4. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称			
5. 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要			
(理由)			
(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)			
二条 宅地建物取引業法施行規則 (昭和三十二年建設省令第12号) の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
改正後		改正前	
(法第三十五条第一項第六号の二の口の国土交通省令で定める書類) 第十六条の二の三 法第三十五条第一項第六号の二の口の国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第六条第一項 (同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書並びに同法第十八条第二項及び第四項 (これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項並びに同法第十八条第三項及び第四項 (これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の確認済証 二 建築基準法第七条第五項並びに同法第十八条第二十二項及び第二十六項 (これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の検査済証 三 六 (略)		(法第三十五条第一項第六号の二の口の国土交通省令で定める書類) 第十六条の二の三 法第三十五条第一項第六号の二の口の国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第六条第一項 (同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項 (同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項 (これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の確認済証 二 建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項 (これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。) の検査済証 三 六 (略)	

（河川法施行規則の一部改正）

第三条 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第7号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（令別表（二）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等）
第十八条の十 令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付

二（略）

- 2 令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第四十一項の規定による要請

二（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第四条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第13号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

（指定確認検査機関に係る指定区分）

第十五条 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

- 一 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査を含む。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定

- 二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査（法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号及び第八十条第一項において同じ。）及び法第十八条第二十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）及び中間検査（法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）及び法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定

（指定確認検査機関に係る指定区分）

第十五条 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

- 一 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認を行う者としての指定

- 二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定

二の二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第十八条第三十八項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

三 床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

四・四の二（略）

五 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

六・六の二（略）

七 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の建築確認等を行う者としての指定

八・八の二（略）

九 小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十（略）

十一 小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十二（略）

十三 工作物の建築確認等を行う者としての指定

十四・十四の二（略）

（確認検査員又は副確認検査員の数）

第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行うおとする件数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ロ)欄に掲げる建築確認等、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(ハ)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(イ)		(ロ)	(ハ)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）		建築確認等	(略)
		(略)	(略)
	建築確認等	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

二の二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

三 床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

四・四の二（略）

五 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

六・六の二（略）

七 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の建築確認等を行う者としての指定

八・八の二（略）

九 小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十（略）

十一 小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十二（略）

十三 工作物の建築確認等を行う者としての指定

十四・十四の二（略）

（確認検査員又は副確認検査員の数）

第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行うおとする件数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ロ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(ハ)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(イ)		(ロ)	(ハ)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）		建築確認	(略)
		(略)	(略)
	建築確認	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

第十五条第三号から第四号の二までの建築物			建築確認等	(略)
第十五条第五号から第六号の二までの建築物			建築確認等	(略)
第十五条第七号から第八号の二までの建築物			建築確認等	(略)
第十五条第九号及び第十号の建築設備			建築確認等	(略)
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機			建築確認等	(略)
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物			建築確認等	(略)

(指定確認検査機関の有する財産の評価額)

第十七条 法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に關し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に應ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)
2・4 (略)

(帳簿)

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める事項

イ (略)

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式又は施行規則別記第四十二号の七様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式又は施行規則別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）又は施行規則別記第四十二号の七様式（昇降機用）による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十一号様式又は施行規則別記第四十二号の十様式による申請書の第二面に記載すべき事項

第十五条第三号から第四号の二までの建築物			建築確認	(略)
第十五条第五号から第六号の二までの建築物			建築確認	(略)
第十五条第七号から第八号の二までの建築物			建築確認	(略)
第十五条第九号及び第十号の建築設備			建築確認	(略)
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機			建築確認	(略)
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物			建築確認	(略)

(指定確認検査機関の有する財産の評価額)

第十七条 法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に關し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に應ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)
2・4 (略)

(帳簿)

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める事項

イ (略)

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二 法第六条の二第一項の規定による確認の引受けを行った年月日及び法第十八条第四項の規定による通知を受けた年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第七条の四第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第十八条第二十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、及び法第十八条第三十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三（略）

四 法第七条の二第一項、法第七条の四第一項、法第十八条第二十三項及び法第十八条第三十二項の検査を行った年月日

五・六（略）

七 機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証並びに施行規則別記第三十五号の様式及び施行規則別記第四十二号の二十三の様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八（略）

九 法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の六第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条第十八項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

2・3（略）

二十九条（図書の保存）

法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条の十一の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第二十七項第二号、施行規則第八条の二第二十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規

二 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三（略）

四 法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行った年月日

五・六（略）

七 機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証及び施行規則別記第三十五号の様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八（略）

九 法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の六第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

2・3（略）

二十九条（図書の保存）

法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項及び同法第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

2 (略)

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の二第二項又は法第八十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則第三条の七及び施行規則第八条の二の三において準用する施行規則第八条の二の二において準用する施行規則第三条の七に規定する図書及び書類とする。

2 (略)

3 法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(権限の委任)

第八十条 法第六条の二第一項、法第七条の二第一項及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

2 (略)

別記

第二号様式（第十四条関係）（A 4）

確認検査の業務の予定件数

業 務 の 区 分		推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第8条の10第1項の認定（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を含む。）	建築確認等	件
	(略)	

2 (略)

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第二項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則第三条の七（施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類とする。

2 (略)

3 法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(権限の委任)

第八十条 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

2 (略)

別記

第二号様式（第十四条関係）（A 4）

確認検査の業務の予定件数

業 務 の 区 分		推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第8条の10第1項の認定（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を含む。）	建築確認	件
	(略)	

床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分をも有する建築物を除く。）	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
工作物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
合 計	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	

備考1 (略)

2 建築確認等、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。)

3 (略)

第二号の二様式（第十四条関係）(A 4)

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

(略)

業 務 の 区 分	実施件数	
床面積の合計が500㎡以内の建築物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	<u>建築確認等</u>	件
	(略)	

床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分をも有する建築物を除く。）	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
工作物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
合 計	<u>建築確認</u>	件
	(略)	

備考1 (略)

2 建築確認、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。)

3 (略)

第二号の二様式（第十四条関係）(A 4)

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

(略)

業 務 の 区 分	実施件数	
床面積の合計が500㎡以内の建築物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	<u>建築確認</u>	件
	(略)	

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
小荷物専用昇降機以外の建築物設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
工作物	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
	(略)	
	建築物確認等	件
合 計	建築物確認等	件
	(略)	
(略)		
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
小荷物専用昇降機以外の建築物設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
工作物	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
	(略)	
	建築物確認	件
合 計	建築物確認	件
	(略)	
(略)		

第五節 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正

第五節 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第七節の三 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「建築物確認法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「建築物確認法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。	改正後	改正前

第六節 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則の一部改正

第六節 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一条（定期点検） （略） 2 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。	改正後	改正前

第二条 (略)
2 建築基準法第十八条第二十二項又は第二十六項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第七条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽微な変更に関する証明書の交付） 第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。	（軽微な変更に関する証明書の交付） 第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）
第八条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽微な変更に関する証明書の交付） 第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。 （軽微な変更に関する証明書の交付） 第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。	（軽微な変更に関する証明書の交付） 第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。 （軽微な変更に関する証明書の交付） 第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）
第九条 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。
第三条のうち、建築基準法施行規則第二条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（確認済証等の様式等） 第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性	（確認済証等の様式等） 第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性

改正後	改正前
第二条の二 (略)	第二条の二 (略)
第三條のうち、建築基準法施行規則第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。 5 (略) 4 法第六條第七項 (法第八十七條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六條の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條に規定する書類を添えて行うものとする。 3 (略) 2 法第六條第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 1 (略) 三 申請に係る建築物 (法第六條第一項第二号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第八十一條第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十條第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合 四 (略) 五 法第六條第四項の期間の末日の三日前までに法第六條の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六條の三第二項第十一号において同じ。)の提出がなかつた場合	能の向上等に関する法律施行規則 (平成二十八年国土交通省令第五号) 第六條に規定する書類 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成二十七年法律第五十三号) 第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六條第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。)を添えて行うものとする。 2 法第六條第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 1 (略) 二 申請に係る建築物 (法第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第八十一條第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十條第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合 三 申請に係る建築物 (法第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。)の計画が令第八十一條第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十條第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合 四 (略) 五 法第六條第四項の期間の末日の三日前までに法第六條の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六條の三第二項第十一号において同じ。)の提出がなかつた場合 3 (略) 4 法第六條第七項 (法第八十七條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六條の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條に規定する書類を添えて行うものとする。 5 (略)

6 前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八條第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の改正規定を次のように改める。

改正後

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）
第三条（略）

2（略）
3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。
一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ、二（略）
二、四（略）
四、七（略）

8 第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二條第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とある

6 前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六條に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六條第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

改正前

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）
第三条（略）

2（略）
3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。
一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ、二（略）
二、四（略）
四、七（略）

8 第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二條第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とある

のは「第三条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。	のは「第三条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。
第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。 改正後 （指定確認検査機関に対する確認の申請等） 第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第二項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「法第六条第一項（一）とあるのは「法第六条の二第二項（一）」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項及び第一条の四中「法第六条第一項の」とあるのは「法第六条の二第二項の」と読み替えるものとする。 254（略）	改正前 （指定確認検査機関に対する確認の申請等） 第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第二項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項及び第一条の四中「法第六条第一項」とあるのは「法第六条の二第二項（一）」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項中「法第六条第一項の」とあるのは「法第六条の二第二項の」と読み替えるものとする。 254（略）
第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の四の改正規定、同令第六条の三の改正規定及び同令第八条の二の改正規定を次のように改める。 改正後 （指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等） 第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行わなければならない。 2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三	改正前 （指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等） 第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行わなければならない。 2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三

第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

3
(台帳の記載事項等)
第六条の三 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項若しくは第十二条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

3 (略)

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八条の二 (略)

2 (略)

3 法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号に掲げる建築物を除く。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 (略)

五 法第十八条第三項の期末の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4 法第十八条第十六項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第四十二号の六の二様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条

第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二 (略)

3 (略)

3
(台帳の記載事項等)
第六条の三 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項若しくは第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

3 (略)

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八条の二 (略)

2 (略)

3 法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 通知に係る建築物(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。)の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 (略)

五 法第十八条第三項の期末の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4 法第十八条第十六項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第四十二号の六の二様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条

の第三項において準用する第三条の通知書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第九条第五項において準用する同令第八条に規定する書類を添えて行う。		改正後		の第三項において準用する第三条の通知書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同令第六条に規定する書類を添えて行う。	
5 27 (略)		改正前		5 27 (略)	
第三條のうち、建築基準法施行規則第八條の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。		(準用) 第八條の二の二 第一條の三及び第一條の四（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二條（第二項を除く。）、第三條の三第四項、第三條の四第一項、第三條の六から第三條の八まで、第三條の九（第二項を除く。）、第三條の十二、第三條の十三第二項、第四條（第四條の四の二において準用する場合を含む。）、第四條の三の二、第四條の四、第四條の五の二、第四條の八（第四條の十一の二において準用する場合を含む。）、第四條の九、第四條の十二の二、第四條の十六並びに第四條の十六の三の規定は、法第十八條の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		(準用) 第八條の二の二 第一條の三及び第一條の四（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）、第二條（第二項を除く。）、第三條の三第四項、第三條の四第一項、第三條の六から第三條の八まで、第三條の九（第二項を除く。）、第三條の十二、第三條の十三第二項、第四條（第四條の四の二において準用する場合を含む。）、第四條の三の二、第四條の四、第四條の五の二、第四條の八（第四條の十一の二において準用する場合を含む。）、第四條の九、第四條の十二の二、第四條の十六並びに第四條の十六の三の規定は、法第十八條の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(略)		(略)		(略)	
第一條の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）		法第六條第一項（		第一條の三第一項、第一條の四及び第三條の三第四項	
別記第二号様式		法第十八條第二項（		別記第二号様式	
確認に		審査に		別記第四十二号様式	
第一條の三第一項第一号イ(2)及び(3)、同項の表二、第四項の表一、第八項並びに第十項（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）、第四條第一項第		第一條の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）		第一條の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三條の三第一項において準用する場合を含む。）	

(略)		一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、並びに第四条の十六第一項及び第二項	
第一条の三第三十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、	第十一条第一項又は第二項	第十二条第二項又は第三項	
第一条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項	
第二条第一項及び第四項	第十一条第六項	第十二条第七項	
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第八条に	第九条第五項において準用する同令第八条に	

(略)		第一条の三第三十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、並びに第四条の十六第一項及び第二項	
第一条の三第三十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、	確認に	審査に	
第一条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項	
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項	第十三条第七項	
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に	第七条第五項において準用する同令第六条に	

(略)

第四条第一項第四号 (第四条の四の二において準用する場合を含む。)	六まで	二まで
	第十一条第一項	第十二条第二項
	第十一条第二項	第十二条第三項
第四条第一項第四号ハ (第四条の四の二において準用する場合を含む。)	、第三条第四項又は第四条第二項	又は同令第九条第一項において読み替えて準用する同令第三条第四項若しくは第四条第二項

(略)

(略)

第四条第一項第四号 (第四条の四の二において準用する場合を含む。)	第十二条第一項	第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
	含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする	含む

(略)

第三条のうち、建築基準法施行規則別記第二号様式第四面の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4) (第四面) 建築物別概要	別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4) (第四面) 建築物別概要
【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)	【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)
【11. 確認の特例】 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【ロ. 適用があるときは、特例の区分】 ☐ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査 ☐ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査 (構造設計を行つた構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士) (1)氏名 (2)資格 構造設計一級建築士交付第 号	【11. 確認の特例】 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ. 認証型式部材等認証番号】

【ハ、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】☐有 ☐無 【ニ、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ホ、認定型式の認定番号】 【ヘ、適合する一連の規定の区分】 ☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ト、認証型式部材等認証番号】 【12. 床面積】～【19. 備考】 (略)		【12. 床面積】～【19. 備考】 (略)	
第六条のうち、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第二十九条第一項及び同令別記第二号様式の改正規定を次のように改める。		改正前	
(図書の保存) 第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項(施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項(施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第七項第二号、施行規則第八条の二第十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項及び同法第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。		(図書の保存) 第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項(施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項(施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項(施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第七項第二号、施行規則第八条の二第十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項及び同法第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。	
2・3 (略)		2・3 (略)	

別記
第二号様式（第十四条関係）(A 4)

確認検査の業務の予定件数

業 務 の 区 分	推定件数			
	遠隔から検査を行う場合		実地に確認検査を行う場合	
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第6条第1項第3号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第6条第1項第3号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。）			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
(略)				

(略)

別記
第二号様式（第十四条関係）(A 4)

確認検査の業務の予定件数

業 務 の 区 分	推定件数			
	遠隔から検査を行う場合		実地に確認検査を行う場合	
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。）			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物			建築確認等	件
	完了検査	件	完了検査	件
	中間検査	件	中間検査	件
	仮使用認定	件	仮使用認定	件
(略)				

(略)

附 則

(施行期日)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用するものとする。

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	
(建築物の建築等に係る同意に関する協議) 第一条の十三 法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一 (略) 二 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三に規定する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。)の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八條の二の二において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書	
2 (略)	
改 正 前	
(建築物の建築等に係る同意に関する協議) 第一条の十三 法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一 (略) 二 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三に規定する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。)の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八條の二の二において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書	
2 (略)	